

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

キッツグループは、企業理念体系に立脚し、持続的な成長による企業価値と社会価値の向上を支える経営基盤を強化するとともに、経営の遵法性、透明性、健全性及び効率性を高める体制を整備し、運用することにより実効性のあるコーポレート・ガバナンスを実現しています。

#### 【当社グループの企業理念体系】

キッツ宣言(企業理念)

わたしたちは、  
流体制御技術と材料開発で社会インフラを支え、  
ゆたかな地球環境と持続可能な未来を創造していきます

長期経営ビジョン

Beyond New Heights 2030 「流れ」を変える

行動指針

Do it KITZ Way

・Do it True (誠実・真実)

・Do it Now (スピード・タイムリー)

・Do it New (創造力・チャレンジ)

なお、サステナビリティ及びコーポレート・ガバナンスに関する取り組みを当社ウェブサイトにおいて開示しています。

・サステナビリティに関する取り組み

[https://www.kitz.co.jp/sustainability/about\\_sustainability/](https://www.kitz.co.jp/sustainability/about_sustainability/)

・コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

<https://www.kitz.co.jp/sustainability/governance/>

・コーポレート・ガバナンス基本方針

<https://www.kitz.co.jp/cms/wp-content/uploads/cg-policy2025.pdf>

・コーポレートガバナンス・コード実施状況表

<https://www.kitz.co.jp/cms/wp-content/uploads/cgc-implementation-status2025.pdf>

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次の通りです。

#### 【補充原則1-2-4】 議決権の電子行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用により、インターネットによる議決権行使が可能です。また、当社ウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームに招集通知の全文を英文で開示しています。

#### 【原則1-4】 政策保有株式

当社は、「政策保有株式に関する方針」を定めており、安定株主の形成等を目的とした政策保有株式は原則として保有しないこととしているほか、同方針を満たさないと判断された株式銘柄は可能な限り縮減することとしています。

取締役会は、毎年期初に、同方針に基づいて、当社グループが保有する政策保有株式の個別の銘柄の保有目的、保有に伴う定量的経済合理性及び保有リスク等を精査し、その適否を検証しています。

なお、2026年1月開催の取締役会において、事業年度末を基準に政策保有株式の保有状況について審議しています。

< 純投資以外の保有目的で保有する上場株式の銘柄数及び政策保有株式の対純資産比率の推移 >

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	3月期	3月期	3月期	3月期	3月期	12月期	12月期	12月期	12月期	12月期	12月期
政策保有銘柄数(注1)	40	24	24	24	19	20	21	21	19	12	10
政策保有株式の対純資産比率(%) (注2)	10.5	7.4	7.3	5.7	6.7	8.0	7.8	7.3	6.2	4.7	4.5

(注1) 当該政策保有株式銘柄数には、1単元で保有する金額僅少(1百万円程度)の銘柄を含めておりません。

(注2) 政策保有株式の対純資産比率(%) = 政策保有株式(貸借対照表計上額) ÷ 連結純資産

## 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権行使については、株式発行会社の経営状況、ガバナンス体制及び中長期的な企業価値の向上につながる適切な意思決定の有無並びに当社グループの企業価値の向上につながるか否かの観点を総合的に踏まえ、議案ごとに賛否の判断を行っています。

「政策保有株式に関する方針」は当社ウェブサイト、特定投資株式の銘柄ごとの株式数は有価証券報告書をご参照ください。  
<https://www.kitz.co.jp/cms/wp-content/uploads/cross-shareholdings-policy2025.pdf>

### [原則1-7] 関連当事者間の取引

当社は、取締役会において、当社が役員等と取引を行う場合及びその他の関連当事者(役員等を除く。)と取引を行う場合には、係る取引が当社及び株主共同の利益を害することがないよう、また、そうした懸念を惹起することがないよう、その取引の内容及び性質、重要性及び合理性並びに利益相反のおそれ等について審議し、承認決議を行うとともに、事後の報告を受けることにより適切に監視する体制としています。

なお、関連当事者間の取引に関する手続きについては、「コーポレート・ガバナンス基本方針」をご参照ください。

### [補充原則2-4-1] 中核人材の多様性確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針・実施状況

#### [1] 多様な人財の活用

当社は、経営上の重要な戦略の一つとして、「DE&I(ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン)」を推進しています。社員を会社の財産(人財)と捉え、多様な属性(年齢、性別、国籍、職種、役職、働き方など)や価値観を持つ社員の「個」を尊重し、互いに認め合い、それぞれの力を発揮できる環境を整えることが会社の使命であるとの考えのもと、社員の仕事へのやりがいや多様な価値観・意見を尊重し、「個」の創造性を高め、「組織力の最大化」を図る取り組みを行っています。

また、当社は、従来から性別や国籍に関係なく、能力や実績を重視する人物本位の人財登用を実施しています。持続的な成長と企業価値の向上を実現させるためには、多様な視点や価値観を尊重することが重要であるとの考えのもと、経験・技能・キャリアが異なる人財の積極的な採用を行うとともに、これらの人財が活躍できる職場環境を整備しています。

#### 人財育成方針

長期経営ビジョン達成に向けて、多様な社員全員が「個」の力を最大限に発揮することが重要であり、そのため環境変化に適應できる変革人財、自律型社員を育てる基盤づくりを進めることを人財育成方針としています。

#### 社内環境整備方針

長期経営ビジョン達成に向けて、多様な社員全員が「個」の力を最大限に発揮することが重要であり、そのため社員一人ひとりが肉体的、精神的、社会的に満たされる状態、Well-Beingの実現のため環境の整備を進めることを社内環境整備方針としています。

#### [2] 中核人材の多様性確保と管理職への登用

当社は、持続的な成長と企業価値の向上を実現させるためには、多様な視点や価値観を尊重することが重要との考えのもと、性別や国籍に関係なく、能力や実績を重視する人物本位の人財登用を行うほか、経験・技能・キャリアが異なる人財の採用を積極的に行うとともに、これらの人財が活躍できる職場環境の整備を継続的に行っています。特に、経営の中核を担う管理職層においては多様性の確保が重要であるとの認識のもと、女性、外国人及び社会人採用者の管理職登用に注力しています。

##### 1. 女性の管理職への登用

当社は、管理職をはじめとする意思決定を行う地位への女性社員の登用について、「性別にとらわれず、会社や組織の意思決定の場に女性が対等に参画していること」を目指す姿に設定し、その一環として進めています。

また、女性の管理職比率を段階的に高めるための施策として、女性社員やその上司を対象とする教育研修の充実、ジョブローテーション等の強化、次期女性管理職の源泉となる女性リーダー職(準管理職クラス)への登用並びに女性管理職クラス及び準管理職クラスの新規採用やその他女性管理職層を厚くするための様々な取り組みを行っています。

女性の管理職への登用は、2025年度実績は目標10%に対し8.4%となりました。第2期中期経営計画では、女性の管理職への登用の目標を2026年度は11%、2027年度は12%、2030年度は15%に設定しています。

さらに、当社は、女性社員の新卒採用及び社会人採用を進めており、女性社員比率の2025年度実績は目標24%に対し24.6%となり、目標を達成しています。第2期中期経営計画では、女性社員比率の目標を2026年度及び2027年度は24%、2030年度は25%に設定しています。今後、これらの目標達成に向けて様々な取り組みを行ってまいります。

##### 2. 外国人の管理職への登用

当社グループは、日本以外の国で働く社員が、全体の52.4%を占めています。また、海外グループ会社においては人財の現地化を進めており、現地採用社員のマネージャーを育成しています。

また、2030年に向けて事業のグローバル化を加速させるため、世界中に広がるオペレーションの現地化の推進と全体最適の視点で事業の効率化を進める必要が生じており、外国人採用のほか、国や地域の枠を越えた人財交流を積極的に図り、グローバルに最適な人財活用の実現を目指す取り組みを強化しています。

一方、当社単体では、2025年度末の外国人社員比率は2.3%(注)、過去5年間の外国人社員の平均採用数は6.6人/年(注)となっており、現状、当社では外国人の管理職への登用の実績はありません。第2期中期経営計画では、外国人社員比率の目標を2026年度は2.8%、2027年度は3.4%に設定しています。今後、外国人の管理職への登用にに向けた様々な取り組みを行ってまいります。

(注) 正社員を含む直接雇用社員

##### 3. 社会人採用者(中途採用者)の管理職への登用

当社の2025年度末における社会人採用者の比率は51.1%、社会人採用者の管理職比率は44.4%と両比率とも高い水準にあります。今後、現状を維持できるよう努めてまいります。

### [原則2-6] アセットオーナー

当社の退職年金制度は、当社が独自に運用する確定給付企業年金(当社が運用選定先に委託して当社の運用方針のもとに委託先が運用する)と確定拠出企業年金(前払い退職金を社員個人の責任で運用する)の二本立てとなっています。

確定給付企業年金の運用においては、当社の企業規模や業務の特性を踏まえ、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、資産運用等に関する専門性を有する人財の計画的な登用や育成を行っています。

また、年金資金の運用は、運用委託先に委託しており、その運用状況については、定期的なモニタリングと継続性及び安定性の観点からの検証を行っています。

年金資産構成割合及びその変更については、毎年、年金資産運用に係る会議において検討し、決定しています。なお、年金資金運用に係る株式銘柄選定や議決権の行使については、利益相反が生じることがないよう運用委託先の判断基準に委ねています。

### [原則3-1] 主体的な情報発信

当社は、法令に基づく適切な情報開示及び会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現する観点から、次の情報発信を行っています。

1. 「グループ企業理念体系」を当社ウェブサイトにおいて開示しています。 <https://www.kitz.co.jp/company/philosophy/>
2. 「コーポレート・ガバナンス基本方針」及び「コーポレートガバナンス・コード実施状況表」を当社ウェブサイトにおいて開示しています。
3. IR情報、長期経営ビジョン・中期経営計画、資本効率性指標、財務指標及びESG関連指標の情報を当社ウェブサイトにおいて開示しています。  
・IR情報 [https://www.kitz.co.jp/investor\\_ir/](https://www.kitz.co.jp/investor_ir/)  
・長期経営ビジョン・中期経営計画 [https://www.kitz.co.jp/investor\\_ir/management-policy/](https://www.kitz.co.jp/investor_ir/management-policy/)  
・財務指標 [https://www.kitz.co.jp/investor\\_ir/financial-highlights/](https://www.kitz.co.jp/investor_ir/financial-highlights/)  
・ESG関連指標 <https://www.kitz.co.jp/sustainability/esg/>
4. 「内部統制基本方針」を当社ウェブサイトにおいて開示しています。  
<https://www.kitz.co.jp/cms/wp-content/uploads/internal-control-policy2025.pdf>
5. 取締役会の構成並びに役員を選任について定める「取締役・執行役の選任方針」を当社ウェブサイトにおいて開示しています。  
<https://www.kitz.co.jp/cms/wp-content/uploads/appointment-of-directors-policy2025.pdf>
6. 取締役の多様性及びスキルのバランスを可視化するための「取締役のスキル・マトリックス」を当社ウェブサイトにおいて開示しています。また、株主総会招集通知において取締役候補者のスキル・マトリックスを掲載しています。  
<https://www.kitz.co.jp/sustainability/governance/corporate-governance/>
7. 「社外取締役独立性判断基準」を当社ウェブサイトにおいて開示しています。  
<https://www.kitz.co.jp/cms/wp-content/uploads/independence-standards-for-outside-directors202507.pdf>
8. 取締役候補者とした理由及び社外取締役に期待される役割を株主総会招集通知において開示しています。  
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6498/announcement/118289/00.pdf>
9. 「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」を当社ウェブサイト及び有価証券報告書において開示しています。  
<https://www.kitz.co.jp/cms/wp-content/uploads/remuneration-policy2025.pdf>

### [補充原則3-1-2] 英語の情報開示・提供

外国人株主及び海外投資家向けに株主総会招集通知、財務情報、決算情報のうち必要と認める情報、適時開示資料、決算補足説明資料、統合報告書及び環境報告ダイジェスト等の英語版の情報を当社ウェブサイトにおいて開示しています。

[https://www.kitz.com/en/investor\\_ir/](https://www.kitz.com/en/investor_ir/)

### [補充原則3-1-3] サステナビリティの取り組み(人的資本投資・知的財産投資・気候変動リスク)

TCFD等の枠組みに基づく情報開示の質と量の充実

#### [1] サステナビリティ推進に関する取り組み

当社グループは、長期経営ビジョンにおいてサステナビリティ経営を経営戦略の中枢に位置付け、事業を通じた社会課題の解決と企業価値の向上の両立を目指しています。

2025年2月に公表した第2期中期経営計画「SHIN Global 2027」において、当社グループはマテリアリティ(経営重点テーマ)の見直しを行いました。社会価値の創出に関するテーマとして「デジタル社会の発展への貢献」、「地球環境の保全への貢献」、「進化によるゆたかな暮らしへの貢献」を掲げるとともに、これらを支える経営基盤を強化するためのテーマとして「未来をひらく人財力の強化」、「持続可能なサプライチェーンの確立」、「攻守の効いたガバナンスの追求」を掲げ、6つのマテリアリティを特定しています。

また、これらのマテリアリティに紐づく目標及びKPIを設定し、「キッツグループ Strong Will Sheet」として公表しています。今後は、各事業及び機能単位でKPIに基づく取り組みを推進するとともに、進捗のモニタリングを強化し、非財務領域のパフォーマンス向上及び情報開示の充実を図ってまいります。

サステナビリティ推進体制として、取締役代表執行役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、執行役、執行理事及び国内グループ会社の代表取締役社長を常任委員として、グループ横断でサステナビリティ経営を推進しています。取締役会は、サステナビリティに関する重要事項について定期的に報告を受け、監督を行っています。

マテリアリティ及びKPI(Strong Will Sheet)については、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

<https://www.kitz.co.jp/cms/wp-content/uploads/strong-will-sheet.pdf>

#### [2] 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響

当社グループは、気候変動が地球環境及び当社グループの事業活動に影響を及ぼす重要な経営課題の一つと認識し、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言に基づく情報開示を進めています。気候変動が当社事業に与えるリスク及び機会を分析するとともに、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

第2期中期経営計画「SHIN Global 2027」において、当社グループはマテリアリティの一つとして「地球環境の保全への貢献」を定めています。省エネルギーの推進やCO2排出量削減への取り組みに加え、事業を通じた環境課題の解決にも取り組んでいます。

環境長期ビジョンにおける長・中期目標である「3ZERO(トリプルゼロ)」の進捗及び実績については、環境安全衛生委員会(環境、安全衛生に関する専門委員会)において確認し、方向性及び重要な施策について決定しています。また、特に重要な事項については取締役会に報告しています。

気候変動への対応(TCFDに沿った開示)については、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

[https://www.kitz.co.jp/sustainability/environment/env\\_warming/](https://www.kitz.co.jp/sustainability/environment/env_warming/)

#### 環境長期ビジョン 3ZERO(トリプルゼロ)

1. CO2ゼロ (脱炭素の推進)
2. 環境負荷ゼロ (資源循環の推進)
3. リスクゼロ (3R防止:公害・労災・火災)

#### [3] 人的資本への投資

当社グループは長期経営ビジョンにおいて、性別・年齢・国籍・文化等を超え、社員一人ひとりがプロフェッショナルとして、最高のパフォーマンスでいきいきと働くことを目指しています。

第2期中期経営計画「SHIN Global 2027」において、マテリアリティの一つとして「未来をひらく人財力の強化」を定めています。人的資本を持続的な企業成長を支える重要な経営基盤として位置付け、人財と働き方の多様性を尊重し、働きがいと働きやすさの向上を通じて、人財と会社の双方の成長の実現を目指しています。

同マテリアリティにおいて、人的資本に関する5つの戦略を設定しています。2025年度より導入したビジネスユニット制のもと、「人財ポートフォリオの策定と活用」を推進し、人的資本の可視化を進めるとともに、各ビジネスユニットの特性を踏まえた人材育成・採用・選抜を行っています。

これらの取り組みを通じて、変化の激しい事業環境の中においても、変革を担い未来を創造できる人材力を高め、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図ってまいります。

人財戦略(人的資本経営)については、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

<https://www.kitz.co.jp/sustainability/social/initiatives/>

事業ポートフォリオ基本方針において、長期投資方針の一環として、知的財産への投資及び人的資本の戦略的活用に関する基本的な考え方を示しています。

[https://www.kitz.co.jp/investor\\_ir/management-policy/m\\_vision/](https://www.kitz.co.jp/investor_ir/management-policy/m_vision/)

#### [4] 知的財産への投資

当社は、流体制御技術を中核とする事業競争力の強化に向け、研究開発投資と連動した知的財産戦略を推進しています。自社の経営戦略・経営課題として「持続的な成長に向けた技術・知財戦略」を掲げ、経営資源を継続的に投入すべき6つの基盤技術を定めるとともに、特許、意匠、商標等の知的財産権に加え、技術ノウハウや営業秘密の適切な管理・活用を通じて、事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っています。

技術・知的財産戦略については、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

<https://www.kitz.co.jp/sustainability/products/>

#### 【補充原則4-1-1】 経営陣に対する委任範囲

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に定める決議を行うほか、経営の基本方針及び戦略等の重要事項の決定並びに経営の監督を担っています。取締役会は、業務執行に係る権限を大幅に執行役に委任することにより、経営の意思決定及び執行の迅速化を図るとともに、執行役から定期的に状況報告を受けることなどを通じて業務執行を監督しています。

取締役会から執行役に委任された事項のうち、代表執行役に委任された事項の意思決定は代表執行役が、執行役全員に委任された事項の意思決定については執行役会がそれぞれ行っています。なお、取締役会が決議する事項及び執行役に委任する事項等は、「取締役会、指名委員会等、代表執行役及び執行役の権限基準表」によりその全容を明確にするるとともに、取締役会規程及び執行役会規程に定めています。

#### 【原則4-8】 独立社外取締役3分の1以上選任

当社は、「取締役・執行役の選解任方針」において、取締役会の構成として独立社外取締役を3分の1以上選任することを定めており、現時点では、会社法に定める社外取締役の要件、東京証券取引所及び当社が定める独立性判断基準の要件を充足する独立社外取締役を7名選任(取締役10名のうち7名が独立社外取締役)しています。

#### 【補充原則4-8-3】 支配株主を有する会社の社外取締役の数

当社は、支配株主の該当はありません。

#### 【原則4-9】 社外役員の独立性判断基準の策定・開示

当社は、「社外取締役独立性判断基準」を定め、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

なお、当社の社外取締役の全員は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める「社外取締役独立性判断基準」の要件を満たしており、その全員について、独立役員として東京証券取引所に届出をしています。

#### 【補充原則4-10-1】 指名委員会・報酬委員会の設置、各委員会の過半数の構成員は独立社外取締役

当社は、指名委員会等設置会社として、法定の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置しているほか、任意の機関としてリスク委員会を設置しています。各委員会は、委員の過半数が独立社外取締役で構成されており、委員長も独立社外取締役が務めています。

#### 【補充原則4-11-1】 取締役のスキル・マトリックスの策定・開示及び取締役選任方針の開示

当社は、取締役会の実効性を高める観点から、「取締役のスキル・マトリックス」を策定しています。また、「取締役・執行役の選解任方針」に基づき、知識、経験、能力、専門性、ジェンダー、国際性、職歴及び年齢等のバランスに配慮し、多様性と適正規模を両立させる取締役会の構成としています。

「取締役のスキル・マトリックス」及び「取締役・執行役の選解任方針」は、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

<https://www.kitz.co.jp/sustainability/governance/corporate-governance/>

#### 【補充原則4-11-2】 取締役・監査役の他の上場企業の役員兼任数

取締役の他の上場企業の役員兼任の数は、原則として、他の上場企業の業務執行取締役・執行役・執行役員及び常勤監査役でないことに加え、他の法人の社外役員の兼任は当社を含めて4社以内としています。また、社外取締役以外の取締役は、原則として、当社グループを除き、他の法人の常勤役員の兼任はしないものとしています。

#### 【補充原則4-11-3】 取締役会の実効性評価

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を高め、取締役会全体の機能向上を図ることを目的として、毎年、すべての取締役を対象にアンケート方式による取締役会の実効性に関する評価を行っています。本調査は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づき、特に重要な事項について記名式の質問票を配布し、回答を得る方法で行うものです。

2025年度における取締役会の実効性評価では、下記項目について評価及び意見の集約を行いました。その中で、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定める「取締役会の役割・責務」に対する共通認識を踏まえ、取締役会において各取締役が自身に期待されている役割や発言の際に意識した点について自己評価を行う設問を新たに設けました。これらの振り返りを取締役会で共有することにより、取締役一人ひとりの役割の発揮を促進するとともに、取締役会全体の実効性の向上を図ることを目的としています。

取締役会における審議の結果、当社取締役会は、監督機能が十分に発揮され、実効性が確保できていると評価しました。取締役会は、評価結果で示された課題を踏まえ、執行側の対応状況を監督するとともに、中長期的な企業価値向上に資する本質的な議論を行うことで、さらなる実効性の確保に努めています。

#### 実施プロセス

上段:取締役会 下段:執行側

対応状況の振り返り	アンケートの実施	評価結果のとりまとめ	対応方針の決定	課題に対する議論 執行側の対応状況の監督
		対応方針の検討		課題に対する取り組み 対応状況の報告

## 実施要領

目的	取締役会の実効性を評価し、取締役会全体の機能の向上を図る
対象期間	2025年度
対象者	すべての取締役(10名)
方法	アンケート評価及び記述(記名式)
評価項目	1. 経営理念・経営戦略の策定・実行 2. サステナビリティに関する取り組み 3. 取締役会の構成 4. 役員の指名 5. 役員の報酬 6. 監査に関する事項 7. 社外取締役にに関する事項 8. 取締役会の審議の活性化 9. 指名委員会・報酬委員会・監査委員会・リスク委員会・独立社外取締役会合の審議の活性化 10. 株主・投資家等のステークホルダーへの対応 11. 取締役会において各取締役が自身に期待されている役割や発言の際に意識した点について自己評価
評価結果	取締役会は、監督機能が十分に発揮され、実効性が確保できている
主な意見	下記1～3に関する取締役会での議論の活性化並びに4～6に関する監督機能の強化に資する機会の拡充について、建設的な意見や提案が示された 1. 事業ポートフォリオ、ビジネスユニット制組織による事業戦略 2. 人財マネジメント及び女性社員の活躍、社員エンゲージメントの向上 3. リスクマネジメント及びコンプライアンス経営 4. 社外取締役と投資家の対話 5. 取締役のトレーニング 6. 各委員会の審議内容の共有

### 【補充原則4-14-2】 取締役・監査役のトレーニング

当社は、取締役及び執行役に対するトレーニングとして、次の取り組みを行っています。

1. 取締役及び執行役に対して、役員就任後または役員候補者の段階から必要な知識の習得や自己研鑽のため、外部教育機関の研修及びテーマ別に外部講師を招聘して開催する経営研究会に参加する機会を設けています。
2. 社外取締役に對して、当社及びグループ会社の事業・財務・組織等について理解を深めることができるよう、就任後に当社が属する業界、当社の歴史、事業概要、グループ企業理念体系、長期経営ビジョン、中期経営計画、ガバナンス体制及びコンプライアンス体制等について説明する機会を設けています。
3. 取締役に対して、当社グループの経営環境及び業務執行状況に関する理解促進及び関係者との交流を図るため、グループ会社社長会や新製品・新技術報告会等に参加する機会を設けるほか、当社及びグループ会社事業所を視察する機会を設けています。
4. 取締役及び執行役のトレーニング内容の検証については、取締役会の実効性に関するアンケートにおいて意見の集約を行い、必要に応じて改善を加えることとしています。

### 【原則5-1】 株主との建設的な対話

当社は、株主との対話を促進するため、次の取り組みを行っています。

1. IR担当執行理事を選任のうえ、IR担当部門長を中心とする体制によって株主との対話を促進しています。
2. すべての株主及び投資家に対し、適時・正確かつ公正に情報を提供するため、「ディスクロージャー・ポリシー」を策定し、当社ウェブサイトにおいて開示しています。  
[https://www.kitz.co.jp/investor\\_ir/disclosure\\_policy/](https://www.kitz.co.jp/investor_ir/disclosure_policy/)
3. 原則として機関投資家及びアナリストを対象とする決算説明会を四半期ごとに、個人投資家を対象とする会社説明会を毎年開催しています。代表執行役社長、IR担当執行理事またはIR担当部門長が説明を行うほか、必要に応じて社外取締役を含む取締役が出席し、株主との対話を促進しています。
4. 株主から面談の申し入れがある場合は、原則としてIR担当部門長が対応することとし、面談の趣旨及び所有株式数などに応じて、代表執行役社長またはIR担当執行理事が対応しています。
5. 株主と対話を行う場合は、インサイダー取引防止のため、情報の適切な管理を行っています。
6. 長期経営ビジョン及び中期経営計画等について、分かりやすい方法で説明しています。
7. 株主との対話を補助するため、必要に応じて、関係部門による有機的な連携を図っています。
8. IR担当部門長は、機関投資家及びアナリストとの対話において把握した意見・要望等を代表執行役社長及びIR担当執行理事に定期的に報告するとともに、必要に応じて、代表執行役社長がその内容を取締役会に報告し、経営改善に活用しています。
9. 決算短信及び有価証券報告書等の決算情報、経営情報並びに株式関連情報、株主総会の情報等のIR情報のほか、決算説明会の資料、質疑応答(要旨)及び動画を当社ウェブサイトにおいて開示しています。  
[https://www.kitz.co.jp/investor\\_ir/](https://www.kitz.co.jp/investor_ir/)
10. 毎年12月末時点における株主構成の把握を行っています。

## 【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	有り
アップデート日付 <b>更新</b>	2026年3月27日

当社は、取締役会において、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について、当社の現状を評価・分析し、企業価値向上に向けた今後の方針・具体策を決議しており、株主資本コストをCAPMの手法による算定及び当社への期待収益率の2つの視点から分析しています。現状、当社の資本収益性は投資家の期待収益率を上回っているものの、中長期的な収益の成長性については引き続き市場の信頼を獲得していくことが今後の課題であると認識しています。

このため、当社は、「ROIC経営」、「財務戦略」、「成長戦略」、「ESG経営」、「IR戦略・株主施策」の5つの要素に施策を分解して取り組み、評価・分析していくことで、さらなる利益の創出、成長期待の醸成及び資本コストの低減を実現し、企業価値の向上を図ってまいります。

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応につきましては、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

[https://www.kitz.co.jp/investor\\_ir/management-policy/m\\_vision/](https://www.kitz.co.jp/investor_ir/management-policy/m_vision/)

[英文開示] [https://www.kitz.com/en/investor\\_ir/management-policy/m\\_vision/](https://www.kitz.com/en/investor_ir/management-policy/m_vision/)

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

### [大株主の状況] **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	9,699,646	11.11
北沢会持株会	5,508,402	6.31
日本生命保険相互会社	4,303,618	4.93
株式会社日本カストディ銀行	4,112,900	4.71
公益財団法人北澤育英会	3,425,588	3.93
住友生命保険相互会社	3,409,400	3.91
キッツ取引先持株会	3,344,022	3.83
キッツ従業員持株会	1,834,349	2.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,770,875	2.03
セコム損害保険株式会社	1,702,405	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

「大株主の状況」については、2025年12月31日の状況を記載しています。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名

#### 【社外取締役に關する事項】

社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	7名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
菊間 千乃	弁護士											
小林 彩子	弁護士											
前田 東一	他の会社の出身者											
鈴木 康信	他の会社の出身者											
栖閑 智晴	他の会社の出身者											
畑 佳秀	他の会社の出身者											
細井 友美子	公認会計士											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
菊間 千乃					属性情報の該当事実はありません。	菊間千乃氏は、弁護士事務所の代表弁護士（社員弁護士）として活躍され、各種訴訟などの紛争解決、労働、コンプライアンス、リスクマネジメント、ガバナンスなどの企業法務及びその他専門分野に関する高度で幅広い見識を有しております。また、リスク委員会委員長として、当社グループのリスクマネジメントの監督を牽引しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、指名委員会は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役を選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の社外役員独立性判断基準及び当社の社外取締役独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
小林 彩子					属性情報の該当事実はありません。	小林彩子氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、各種訴訟等の紛争解決、コンプライアンス、リスクマネジメント及びガバナンス等の企業法務に関する高度で幅広い見識を有しております。2019年6月より当社の社外監査役として客観的かつ公正な立場で経営の適切な監督に貢献しました。また、当社の指名委員会等設置会社への移行に伴い、2024年3月から社外取締役、監査委員会委員として、取締役及び業務執行の監督・監督をするとともに、リスク委員会委員を担ってまいりました。なお、同氏は2026年3月26日より監査委員会委員長を務めております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、指名委員会は、同氏がそれらの知見を活かし、積極的かつ有益な発言を行うなど適切に役割を果たすことができると判断し、社外取締役を選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の社外役員独立性判断基準及び当社の社外取締役独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
前田 東一					属性情報の該当事実はありません。	前田東一氏は、株式会社荏原製作所の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営者としての豊富な経験に加え、モノづくり及び技術開発等に関する高度で幅広い見識を有しております。また、指名委員会委員として、取締役候補者の選定、次世代経営者の育成計画等の指名委員会の活動に貢献するとともに、リスク委員会委員を担ってまいりました。なお、同氏は2026年3月26日より指名委員会委員長を務めております。指名委員会は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役を選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の社外役員独立性判断基準及び当社の社外取締役独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

鈴木 康信				属性情報の該当事実はありません。	鈴木康信氏は、三菱マテリアル株式会社の取締役、執行役として長年にわたり活躍され、経営戦略、グローバルな事業展開及び営業・マーケティング等に関する高度で幅広い見識を有しております。また、報酬委員会委員として当社の取締役及び執行役の報酬体系や報酬水準の決定に関わる審議等の報酬委員会の活動に貢献してまいりました。なお、同氏は2026年3月26日より報酬委員会委員長を務めております。指名委員会は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所の社外役員独立性判断基準及び当社の社外取締役独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
栖閑 智晴				属性情報の該当事実はありません。	栖閑智晴氏は、複数のグローバル企業において経営者を歴任され、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。指名委員会は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しています。なお、同氏は2026年3月26日より指名委員会委員及びリスク委員会委員を務めております。また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しています。
畑 佳秀				属性情報の該当事実はありません。	畑佳秀氏は、日本ハム株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営者としての豊富な経験に加え、IT・DXに精通するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。指名委員会は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しています。なお、同氏は2026年3月26日より監査委員会委員を務めております。また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しています。
細井 友美子				属性情報の該当事実はありません。	細井友美子氏は、公認会計士として長年にわたり活躍され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、会計監査及びリスク管理に関する高度で幅広い見識を有しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、指名委員会は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公平な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しています。なお、同氏は2026年3月26日より報酬委員会委員及びリスク委員会委員を務めております。また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しています。

## 【各種委員会】

### 各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社外取締役

報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	3	1	1	2	社外取締役

## 【執行役関係】

執行役の人数	6名
--------	----

### 兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
河野 誠	あり	あり	×	×	なし
小林 隆明	なし	なし	×	×	あり
杉田 泰則	なし	なし	×	×	あり
武居 秀治	なし	なし	×	×	あり
別所 研一	なし	なし	×	×	あり
前川 知哉	なし	なし	×	×	あり

## 【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

### 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会及び監査委員の職務を補助する組織として、監査委員会直属の監査委員会室を設置しています。また、監査委員会室員は、職務遂行において、業務執行からの独立性を確保するため、取締役（監査委員を除く。）及び執行役から指揮・命令を受けないこととしています。

### 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査委員会は、会計監査人及び内部監査室長との三者で構成する三様監査会合（以下「三様監査会合」という。）を定期的に開催し、各監査計画及び監査結果などについて説明・報告を行うほか、相互に情報の共有や意見交換を行い、連携を図っています。

2025年度においては、三様監査会合を6回開催しました。当該会合において、会計監査人は監査委員会に対し、会計監査の計画や監査結果などについて説明・報告を、内部監査室長は監査委員会に対し業務監査の計画、職務の遂行状況及び監査結果などについて説明・報告をそれぞれ行うとともに、必要に応じて監査委員会から会計監査人または内部監査室に説明を求め、あるいは調査要請を行いました。また、経理部門及び財務部門などの統制部門は、監査委員会または常勤監査委員に対して監査委員会が必要とする情報を定期的に報告しました。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: #92d050;">更新</span>	7名
---	----

### その他独立役員に関する事項

社外取締役の全員は、東京証券取引所が定める独立性判断基準及び当社が定める「社外取締役独立性判断基準」の要件を満たしており、その全員について、独立役員の届出を行っています。

#### 「社外取締役独立性判断基準」

当社は、社外取締役の候補者が会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ下記「ないし」のいずれの事項にも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または過去10年間（注2）において当社グループの業務執行者であった者

（注1）「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であって、業務執行取締役、執行役その他の使用人のほか、執行役員、執行理事、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者を含む。

(注2)「過去10年間」とは、社外取締役への就任前10年間をいう。但し、当該過去10年内のいずれかのときにおいて、当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者にとっては、それらの役職への就任の前10年間を意味する。

当社グループを主要な取引先とする者(注3)またはその業務執行者

(注3)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額(当社グループがその者に支払う額)がその者の年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。

当社グループの主要な取引先(注4)またはその業務執行者

(注4)「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額(その者が当社グループに支払う額)が当社グループの年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。

当社グループが借入れを行っている主要な金融機関(注5)またはその業務執行者

(注5)「主要な金融機関」とは、直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している金融機関またはその親会社もしくは子会社をいう。

当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(注6)を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士もしくは税理士等の会計専門家またはコンサルタントである者(但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者)

(注6)「多額の金銭その他の財産」とは、当該財産を得ている者が個人の場合は直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益、法人・組合等の団体である場合は過去3事業年度の平均で当該団体の連結総売上高または総収入額の2%以上の額の金銭その他の財産上の利益をいう。

当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員である者

当社グループから多額の寄付または助成(注7)を受けている者(但し、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者である者)

(注7)「多額の寄付または助成」とは、直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産の寄付または助成をいう。

当社の主要株主(注8)または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者

(注8)「当社の主要株主」とは、直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主をいう。

当社グループが大口出資者(注9)となっている者またはその業務執行者

(注9)「大口出資者」とは、当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者をいう。

当社グループから取締役(常勤・非常勤)を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者

過去3年間において、上記 ないし に該当していた者

(注10)但し、上記 については、当社グループの監査業務を実際に担当していた者(退職または退所している者を含む)に限る。

以下のいずれかに該当する者(但し、重要な地位にある者(注11)に限る)の近親者(注12)

- (1) 現在、当社グループの業務執行者または非業務執行取締役である者
- (2) 過去3年間において当社グループの業務執行者であった者
- (3) 上記 ないし に該当する者

(注11)「重要な地位にある者」とは、取締役、執行役、執行役員、執行理事、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者または部長相当職以上の上級管理職にある使用人をいう。但し、(3)における「重要な地位にある者」の取締役は業務執行取締役を指すものであり、非業務執行取締役は含まれない。

(注12)「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

## 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

### 該当項目に関する補足説明

下記「取締役・執行役報酬関係」に記載の通りです。

ストックオプションの付与対象者

**【取締役・執行役報酬関係】**

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

取締役及び執行役の2025年度に係る報酬等は次の通りです。

1. 基本報酬(金銭報酬)  
取締役(社外取締役を除く)2名に対し、98百万円。社外取締役7名に対し、92百万円。執行役5名に対し、144百万円。
2. 賞与(金銭報酬)  
執行役6名に対し、72百万円。
3. 株式報酬(非金銭報酬)  
非業績連動型株式報酬  
取締役(社外取締役を除く)2名に対し、23百万円。社外取締役7名に対し、21百万円。執行役6名に対し、28百万円。  
業績連動型株式報酬  
執行役6名に対し、28百万円。  
上記取締役には執行役を兼務する取締役1名は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**      あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[1] 基本方針・報酬等の水準

当社は、報酬委員会において、「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」(以下「本方針」という。)を定め、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

取締役及び執行役の報酬等は、長期経営ビジョン及び中期経営計画の達成並びに当社グループの企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に業績に見合った額とすることとしています。また、報酬等の水準及び構成は、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用し、同業、同規模及び他業種の企業の役員報酬水準並びに当社従業員の給与水準を参考に毎年報酬委員会において検証を行っており、職責及び人材確保の観点から適切な内容となるよう設定しています。

[2] 取締役・執行役の報酬等の構成

取締役の報酬等の構成は、業務執行から独立した立場であることを踏まえ、基本報酬(固定報酬)及び株式報酬(非業績連動)で構成することとしています。

執行役の報酬等の構成は、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の向上に向けて職責を果たすことができるよう、「基本報酬(固定報酬)」及び「インセンティブ報酬(変動報酬)」で構成し、「インセンティブ報酬(変動報酬)」は、「賞与(業績連動・短期インセンティブ報酬)」と「株式報酬(非業績連動)」、「株式報酬(業績連動・中長期インセンティブ報酬)」の3種類を組み合わせた構成とすることとしています。

1. 基本報酬(金銭報酬)

基本報酬は、堅実な職務遂行を促すための固定報酬で、取締役及び執行役の役位と職責に応じて設定された固定額を支給する現金報酬としています。

また、取締役の報酬については、役位ごとの基準額とは別に、「取締役会議長手当」、「筆頭独立社外取締役手当」及び「委員長手当」等の加算を行うこととしています。

2. 賞与(金銭報酬・取締役を除く)

執行役の賞与は、業績連動の短期のインセンティブ報酬で、株主への配当性向と同じ指標に連動することが望ましいとの考えから、次の要件を満たす場合に支給することとしています。

(1) 支給要件

株主への年間配当金(12ヵ月)が10円以上実施できること。

多額な特別利益により親会社株主に帰属する当期純利益の確保がなされていないこと。

親会社株主に帰属する当期純利益が28億円以上確保できていること。

(2) 執行役の個人別の賞与支給額

執行役の個人別の賞与支給額は、各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成度、個人業績目標の評価及びパフォーマンス評価により、報酬委員会において決定する(役位ごとの賞与基準額に対し0~200%の範囲内で変動)。

### 3. 株式報酬(非金銭報酬)

株式報酬は、当社の中長期的な業績向上と企業価値への貢献意識を高めることを目的として、2022年3月から運用を開始した譲渡制限付株式報酬制度及び事後交付型業績連動型株式報酬制度に基づく株式報酬です。取締役及び執行役を対象に、役位及び業績目標の達成度等に応じて当社株式の割当てまたは交付を行う中長期のインセンティブ報酬です。

なお、2016年6月から運用を開始した業績連動型株式報酬制度は、2021年12月末日をもって、当該信託への追加の拠出は行っていません。

#### (1) 株式報酬(非金銭報酬)の概要

取締役に対し、譲渡制限付株式(非業績連動)の割当てまたは交付を行うこととしています。

執行役に対し、譲渡制限付株式(非業績連動)及び事後交付型業績連動型株式(業績連動)の割当てまたは交付を行うこととし、事後交付型業績連動型株式報酬は、あらかじめ定めた指標により評価して、3ヵ年の中期経営計画終了時に3年分を支給することとしています。

当社が拠出する取締役及び執行役への報酬(金銭報酬債権)を、取締役及び執行役が当社に対し現物出資として給付し、当社が取締役及び執行役に対し譲渡制限付株式の付与を、執行役に対しては事後交付型業績連動型株式の付与を行います。また、会社と取締役及び執行役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結します。

#### [3] 個人別の報酬等の決定

各年度における取締役及び執行役の個人別の報酬等については、その透明性及び客観性を確保することを目的として、報酬委員会がその内容が本方針に沿うものであるかを確認のうえ、その妥当性について審議し決定しています。

#### [4] 取締役及び執行役の報酬等の構成比

取締役及び執行役の役位ごとに基準額を設定するものとし、役位ごとの報酬等の構成比は以下の通りとしています。

役位	基本報酬	賞与	株式報酬	合計
取締役(社外取締役を含む)	80%	0%	20%	100%
代表執行役社長	50%	25%	25%	100%
執行役	60%	20%	20%	100%

取締役及び執行役の個人別の報酬については、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

<https://www.kitz.co.jp/sustainability/governance/corporate-governance/>

## 【社外取締役のサポート体制】 更新

当社は、取締役会開催前に、社外取締役に対し議案などに関する情報や資料を提供するとともに、社外取締役を対象に事前に説明を行うことにより、社外取締役が会社の対処すべき経営課題を十分に理解し、適切かつ的確な意思決定ができるよう配慮しています。

また、社外取締役が必要とするより詳細な情報を入手できるよう経営企画部門、各委員会の関係部門及び関連する各部門が支援しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

コーポレート・ガバナンス体制の概要及びコーポレート・ガバナンスの向上に向けた取り組みの状況については、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」、「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の補足説明及び当社の「コーポレート・ガバナンス基本方針」において説明しています。また、取締役の報酬決定等の機能に係る事項については、本報告書の「取締役・執行役報酬関係」において説明しています。

### コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監督機能として、取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に加え、任意のリスク委員会を設置しています。さらに、取締役会は、3分の1以上を独立社外取締役(現状は取締役10名のうち7名が独立社外取締役)で構成することにより、監督機能の強化を図っています。また、執行機能として、執行役及び執行役会を設置しています。

当社の企業統治体制、各機関の構成等、2025年度の開催回数・出席状況及び具体的な議題・検討内容は以下の通りです。

#### [1] 監督機能

##### 1. 取締役会・取締役

取締役会は、株主に対する経営の受託者としての責任を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、企業理念、長期経営ビジョン、行動指針、中期経営計画、年度経営計画及び経営の基本方針等の決定並びに法令、定款または取締役会規程に定める重要な事項について審議し意思決定を行っています。また、内部統制の有効性に関する監督を行うほか、執行役から定期的に状況報告を受けることなどを通じて、業務執行を監督しています。

なお、原則として、毎月定例取締役会を、四半期ごとに決算取締役会を、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

#### 取締役会の構成

取締役会は、取締役10名により構成されており、そのうち7名は独立社外取締役(うち女性の取締役3名)です。また、取締役会が定める「取締役・執行役の選解任方針」に基づき、知識、経験、能力、専門性、ジェンダー、国際性、職歴及び年齢などのバランスに配慮し、多様性と適正規模を両立させる構成としています。

取締役会長(取締役会議長)	堀田 康之
取締役(代表執行役社長)	河野 誠
取締役	村澤 俊之
独立社外取締役	菊間 千乃
独立社外取締役	小林 彩子
独立社外取締役	前田 東一
独立社外取締役	鈴木 康信

独立社外取締役	栖関 智晴
独立社外取締役	畑 佳秀
独立社外取締役	細井 友美子

#### 開催回数・出席状況

取締役会長	堀田 康之	16回/16回(100%)
取締役(代表執行役社長)	河野 誠	16回/16回(100%)
取締役	村澤 俊之	16回/16回(100%)
独立社外取締役	天羽 稔	16回/16回(100%)
独立社外取締役	藤原 裕	16回/16回(100%)
独立社外取締役	菊間 千乃	16回/16回(100%)
独立社外取締役	作野 周平	16回/16回(100%)
独立社外取締役	小林 彩子	16回/16回(100%)
独立社外取締役	前田 東一	15回/16回(93%)
独立社外取締役	鈴木 康信	16回/16回(100%)

#### 具体的な議題・検討内容

取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、企業理念、長期経営ビジョン、行動指針、中期経営計画、年度経営計画及び経営の基本方針等の決定並びに法令、定款または取締役会規程に定める重要な事項について審議し意思決定を行っています。また、内部統制の有効性に関する監督を行うほか、執行役から定期的に状況報告を受けることなどを通じて、業務執行を監督しています。

2025年度は、主に第2期中期経営計画の進捗、M&Aを含む事業ポートフォリオ戦略及びビジネスユニット戦略について、多くの時間をかけて関連な議論を行いました。

#### 2025年度取締役会の具体的な検討内容

##### [経営戦略、ESG]

第2期中期経営計画の進捗、事業ポートフォリオ戦略、ビジネスユニット戦略(市場×エリア戦略)、DX戦略・データドリブン経営、人財戦略・社員エンゲージメント向上、取締役会実効性評価、指名委員会報告、役員人事、報酬委員会報告、監査委員会報告、リスク委員会報告、内部統制、IT・情報セキュリティ

##### [資本効率経営、会計財務]

財務戦略、株主資本コスト、株主還元政策、政策保有株式、自己株式の取得

##### [投融资(大規模案件)]

M&A、データセンター向け設備投資、IT投資

## 2. 社外取締役

社外取締役の全員は、東京証券取引所が定める独立性判断基準及び当社が定める「社外取締役独立性判断基準」の要件を満たしており、その全員について、独立役員として東京証券取引所に届出をしています。

当社は、取締役会の意思決定機能及び経営監督機能の強化を図るため、企業経営についての豊富な経験及び見識を有する人材並びに財務及び法務等に精通した人材を社外取締役に選任しており、社外取締役は、経営判断に対する様々な助言と提言を行っています。

## 3. 独立社外取締役会合・筆頭独立社外取締役

当社は、取締役会から独立した機関として独立社外取締役会合を設けています。本会合では、取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換、認識共有を行うとともに、当社の事業及びコーポレート・ガバナンスに関する事項等について客観的な立場から自由に議論しています。

#### 独立社外取締役会合の構成・筆頭独立社外取締役

独立社外取締役会合は、独立社外取締役全員により構成され、互選により、独立社外取締役の中から筆頭独立社外取締役1名を選定しています。

筆頭独立社外取締役	菊間 千乃
独立社外取締役	小林 彩子
独立社外取締役	前田 東一
独立社外取締役	鈴木 康信
独立社外取締役	栖関 智晴
独立社外取締役	畑 佳秀
独立社外取締役	細井 友美子

#### 開催回数・出席状況

筆頭独立社外取締役	天羽 稔	5回/5回(100%)
独立社外取締役	藤原 裕	5回/5回(100%)
独立社外取締役	菊間 千乃	5回/5回(100%)
独立社外取締役	作野 周平	5回/5回(100%)
独立社外取締役	小林 彩子	5回/5回(100%)
独立社外取締役	前田 東一	5回/5回(100%)
独立社外取締役	鈴木 康信	5回/5回(100%)

#### 具体的な議題・検討内容

指名委員会及び報酬委員会との情報共有並びに米国成長戦略について審議を行うとともに、当社の事業及びコーポレート・ガバナンスに関する事項等について、客観的な立場から自由関連な意見交換を行いました。

## 4. 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するほか、取締役会が定める「取締役・執行役の選解任方針」に基づき、取締役会長候補者、取締役会議長候補者、法定及び任意の委員会の委員及び委員長の候補者及び執行役候補者の指名並びに次世代経営者計画等に関する審議を行い、その結果を取締役に答申しています。

#### 構成

指名委員会は3名の委員で構成されており、その過半数(3名中2名)が独立社外取締役です。また、委員長も独立社外取締役が務めています。

委員長 前田 東一 (独立社外取締役)  
委員 栖閑 智晴 (独立社外取締役)  
委員 堀田 康之 (取締役会長)

#### 開催回数・出席状況

委員長 天羽 稔 (独立社外取締役) 6回/6回(100%)  
委員 前田 東一 (独立社外取締役) 6回/6回(100%)  
委員 堀田 康之 (取締役会長) 6回/6回(100%)

#### 具体的な議題・検討内容

株主総会に提出する取締役の選任議案の内容を決定したほか、取締役会長候補者、取締役会議長候補者、法定及び任意の委員会の委員及び委員長の候補者及び執行役候補者並びに次世代経営者計画等に関する審議を行い、その結果を取締役に答申しました。

### 5. 監査委員会

監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行の監査及び監査報告の作成のほか、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定しています。

監査委員会には、常勤の監査委員を置き、執行役員及び経営会議など社内の重要な会議への出席等を通じて、適時的確な情報の把握と委員間での情報共有を推進しています。

#### 構成

監査委員会は3名の委員で構成されており、その過半数(3名中2名)が独立社外取締役です。また、委員長も独立社外取締役が務めています。監査委員には、財務会計に関する経験と知見を有する委員を1名以上選任するとともに、常勤監査委員を置き監査の実効性を確保しています。

委員長 小林 彩子 (独立社外取締役)  
委員 畑 佳秀 (独立社外取締役)  
委員(常勤委員) 村澤 俊之 (取締役)

#### 開催回数・出席状況

委員長 作野 周平 (独立社外取締役) 17回/17回(100%)  
委員 小林 彩子 (独立社外取締役) 17回/17回(100%)  
委員(常勤委員) 村澤 俊之 (取締役) 17回/17回(100%)

#### 具体的な議題・検討内容

常勤監査委員は、常勤者としての特性を活用して監査環境の整備及び社内の情報収集を積極的に行うとともに、執行役員及び経営会議など社内の重要な会議に出席して適時的確な情報の把握に努め、内部統制システムの構築及び運用状況を含め、執行役の業務執行を日常的に監視し、検証しています。また、監査役設置会社であるグループ会社の監査役を兼務することにより、グループ会社の経営状況の監視・検証を実効的かつ適切に行うとともに、グループ全体の連結経営状況を把握し、監査委員会で報告を行っています。

監査委員会は、三様監査会合を6回開催し、会計監査人及び内部監査室と連携し、各監査の実効性及び効率性の向上を図りました。また、代表執行役社長との意見交換会を4回開催し、代表執行役社長に対して必要に応じて意見を述べました。

監査委員会室は、監査に資する情報を監査委員会に提供するとともに、会計監査人等との連携を図りながら監査補助業務を遂行し、監査委員会監査の実効性の向上に努めました。

### 6. 報酬委員会

報酬委員会は、「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容について決定しています。取締役及び執行役の報酬等は、長期経営ビジョン及び中期経営計画の達成並びに当社グループの企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額としています。

#### 構成

報酬委員会は3名の委員で構成されており、その過半数(3名中2名)が独立社外取締役です。また、委員長も独立社外取締役が務めています。

委員長 鈴木 康信 (独立社外取締役)  
委員 細井 友美子 (独立社外取締役)  
委員 堀田 康之 (取締役会長)

#### 開催回数・出席状況

委員長 藤原 裕 (独立社外取締役) 5回/5回(100%)  
委員 鈴木 康信 (独立社外取締役) 5回/5回(100%)  
委員 堀田 康之 (取締役会長) 5回/5回(100%)

#### 主な議題・検討内容

「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容について決定し、その内容を取締役に報告しました。

### 7. リスク委員会

リスク委員会は、取締役会による当社グループのリスクマネジメントの監督を補助し、経営戦略と一体のものとして、その高度化に資することを目的としています。

#### 構成

リスク委員会は5名の委員で構成されており、その過半数(5名中3名)が独立社外取締役です。また、委員長も独立社外取締役が務めています。

委員長 菊間 千乃 (独立社外取締役)

委員 栖関 智晴 (独立社外取締役)  
委員 細井 友美子 (独立社外取締役)  
委員 堀田 康之 (取締役会長)  
委員 村澤 俊之 (取締役)

#### 開催回数・出席状況

委員長 菊間 千乃 (独立社外取締役) 3回/3回(100%)  
委員 小林 彩子 (独立社外取締役) 3回/3回(100%)  
委員 前田 東一 (独立社外取締役) 3回/3回(100%)  
委員 堀田 康之 (取締役会長) 3回/3回(100%)  
委員 村澤 俊之 (取締役) 3回/3回(100%)

#### 具体的な議題・検討内容

重大リスクに係る具体的なテーマを特定し、対象テーマに関する執行側の課題設定や対策についての適正性を審議し、その結果を取締役に報告しました。

## [2] 執行機能

### 1. 執行役

取締役会は、執行役6名を選任しており、その中から代表執行役(社長)を選定しています。執行役は、取締役会から大幅な権限の委任を受け、経営及び業務執行に係る意思決定を迅速に行っています。

また、執行役の指揮下に重要な使用人となる執行理事を複数名選任し、職務を遂行しています。

代表執行役社長(取締役) 河野 誠  
執行役 小林 隆明  
執行役 杉田 泰則  
執行役 武居 秀治  
執行役 別所 研一  
執行役 前川 知哉

### 2. 取締役会

取締役会は、執行役全員で構成する取締役会を設置しています。取締役会は、取締役会から執行役全員に委任された業務執行について合議により決定しています。

### 3. 経営会議

当社は、代表執行役社長の指揮下に経営会議を設置しています。経営会議は、すべての執行役及び執行理事並びに執行役及び執行理事が指する部門長により構成されています。

経営会議は、毎月開催しており、重要な経営課題について関連な議論を行うほか、経営計画の進捗管理を行っています。

### 4. 機能別専門委員会

当社は、代表執行役社長の指揮下にサステナビリティ委員会、内部統制委員会、C&C管理委員会(コンプライアンス・クライシス対応・リスクマネジメントを主管する専門委員会)、投融資審査委員会、その他機能別専門委員会を設置しており、サステナビリティ経営の推進、当社グループの業務の適正性の確保並びにリスク対応及びコンプライアンス経営の推進等の重要事項について審議し、代表執行役社長に報告しています。特に重要な事項については、取締役会における審議を経て、取締役会に報告することとしています。

### 5. 内部監査部門

当社は、当社及びグループ会社の内部監査を行う部門として、代表執行役社長の指揮下に内部監査室を設置しています。内部監査室は、監査委員会及び会計監査人と綿密な連携を図り、当社及び連結対象子会社の「業務の有効性及び効率性」、「報告(財務報告等)の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」並びに「コーポレート・ガバナンスプロセスの有効性評価」及び「事業活動におけるリスクマネジメントの有効性評価及びリスクコントロールシステムの改善への寄与」に関する評価を行っています。

内部監査室は、監査計画及び監査結果について、代表執行役社長、監査委員会、内部監査室担当執行役及び監査対象の子会社の社長に報告するとともに、年に1回以上、取締役会に直接報告しています。

なお、内部監査に従事するスタッフは10名です。

### 6. コンプライアンス推進・リスクマネジメント統括部門

当社は、当社グループのコンプライアンス推進・リスクマネジメント統括部門として、「法務・知財・リスクマネジメント統括センター」を設置しています。なお、コンプライアンス推進・リスクマネジメント統括に従事するスタッフは4名です。

## [3] 責任限定契約・補償契約・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役である者を除く。本項において以下同じ。)の責任を合理的な範囲にとどめ、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、取締役との間に、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各取締役との間で当該契約を締結しています。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

## [4] 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けました。

第112期の会計監査業務を執行した公認会計士は2名であり、いずれも継続監査年数は5年以内です。

また、会計監査業務の補助者は、公認会計士9名、その他の監査従事者は18名です。

なお、2026年3月26日に開催の第112回定時株主総会での決議をもって、当社の会計監査人は以下のとおり異動しました。

第112期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)(連結・個別)EY新日本有限責任監査法人

第113期(自 2026年1月1日 至 2026年12月31日)(連結・個別)有限責任あずさ監査法人

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化と経営のスピード向上を図るため、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。経営の監督機能と執行機能を明確に分離し、取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会から執行役へ大幅な業務執行の権限を委譲することにより、経営の迅速な意思決定を実現しています。

企業統治の機関については、監督機能として、取締役会、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に加え、任意のリスク委員会を設置しています。さらに当社は、取締役会の3分の1以上を独立社外取締役(現状は取締役10名のうち7名が独立社外取締役)とすることにより、監督機能の強化を図っています。また、執行機能として、執行役及び執行役会を設置しています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社の第112回定時株主総会招集通知は、法定期日より2日早い2026年3月10日に発送しました。 また、招集通知発送前の2026年3月3日に当社ウェブサイトに掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会を3月に開催しています。2026年は3月26日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにおいて招集通知の全文を英文で開示しています。
その他	株主総会においては、スライド等を用いて、事業報告や議案を分かりやすく説明するなど、情報提供の充実に努めています。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいて「ディスクロージャー・ポリシー」を開示しています。 JP: <a href="https://www.kitz.co.jp/investor_ir/management-policy/disclosure_policy/">https://www.kitz.co.jp/investor_ir/management-policy/disclosure_policy/</a> EN: <a href="https://www.kitz.com/en/investor_ir/management-policy/disclosure_policy/">https://www.kitz.com/en/investor_ir/management-policy/disclosure_policy/</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表執行役社長、IR担当執行理事が説明者となり、個人投資家向け説明会企画(対面・オンライン・ハイブリッド形式)に適宜参加しているほか、ウェブ配信の対談企画等に定期的に参画しています。これらの参加企画については、当社ウェブサイトのほか、当社公式SNS(X・Facebook・Instagram)で告知を行っています。また、当社ウェブサイトに「個人投資家の皆様へ」の頁を設けているほか、各種説明会に用いた資料や配信動画も掲載し、当社についての理解を深めていただける機会の充実に努めています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表ごとに質疑応答を含め証券アナリスト・機関投資家向けに決算説明会をライブ配信にて年4回実施しています。例年、第2四半期と計画説明を含む第4四半期は代表執行役社長が、第1四半期・第3四半期はIR担当執行理事が説明しています。 また、社外取締役とアナリスト・投資家との対談を実施するほか、代表執行役社長、IR担当執行理事、IR担当部門長が、IRカンファレンスや機関投資家等からの要請に応じて、IR面談(対面・オンライン)を実施しています。	あり

海外投資家向けに定期的説明会を開催	<p>代表執行役社長、IR担当執行理事、IR担当部門長及びIR担当者が、海外機関投資家が一堂に会すカンファレンスに適宜参加し、代表執行役社長が説明者となり、経営方針の説明や質疑応答を通じて当社についての理解を深めていただくことに努めています。</p> <p>また、代表執行役社長、IR担当執行理事及びIR担当部門長が、海外ロードショーとして、欧州・北米・アジア・豪州等へ定期的に訪問し、株主・投資家との対談を継続して行うとともに、投資家の要望等の把握にも努めるほか、IR資料の内容の充実を図っています。</p> <p>対談した投資家へは、年2回英文でのニュースレターを発信し、継続的な関係構築にも努めています。</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>当社ウェブサイト「IR情報」及び「サステナビリティ」の頁を設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料(質疑応答要旨を含む)のほか、各種の適時開示資料、経営方針・戦略、統合報告書、四半期ごとにアップデートされる業績データ、ESG関連情報、サステナビリティ経営に係る内容、株式・株主総会情報及び当社IRカレンダー(年間イベント等)を掲載しています。なお、上記資料のうち、有価証券報告書以外は、日英で掲載しています。英文開示については、さらに拡充させてまいります。</p> <p>JP: <a href="https://www.kitz.co.jp/investor_ir/">https://www.kitz.co.jp/investor_ir/</a>  <a href="https://www.kitz.co.jp/sustainability/">https://www.kitz.co.jp/sustainability/</a>  EN: <a href="https://www.kitz.com/en/investor_ir/">https://www.kitz.com/en/investor_ir/</a>  <a href="https://www.kitz.com/en/sustainability/">https://www.kitz.com/en/sustainability/</a></p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	<p>IR担当役員: 執行理事 経営企画本部長  IR担当部署: 経営企画本部 コーポレートコミュニケーション部  広報・IRグループ(専任2名)  電話番号: 050-3649-2180  Emailアドレス: k-kouhou@kitz.co.jp</p>	
その他	<p>当社ウェブサイト「IR情報」の頁において、当社に対する客観的な視点からの理解を促進するものとして、株式会社インベストメントブリッジが提供するブリッジレポートを掲載しています。</p> <p>JP: <a href="https://www.kitz.co.jp/investor_ir/">https://www.kitz.co.jp/investor_ir/</a>  EN: <a href="https://www.kitz.com/en/investor_ir/">https://www.kitz.com/en/investor_ir/</a></p>	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社グループは、企業理念体系において行動指針「Do it KITZ Way (Do it True・Do it No w・Do it New)」を制定しており、あらゆるステークホルダーとの関係において、法令はもとより高い倫理観に即して行動し、公正で誠実な企業活動を行うことを定めています。さらに、サステナビリティ基本方針において、社員一人ひとりがサステナビリティ経営への意識を高め、あらゆるステークホルダーとの対話により強固な信頼関係を構築することを定めています。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、社員の健康・労働環境への配慮、公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引及び自然環境災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る諸課題に積極的に取り組み、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、グループ全体で戦略的に推進していく必要があります。</p> <p>当社グループでは、長期経営ビジョンにおいて、サステナビリティ経営を経営戦略の中核に据えました。サステナビリティ経営の拠り所となる「サステナビリティ基本方針」「サステナビリティスローガン」を公表し社内外への浸透を図っています。当社グループが一体となったサステナビリティ経営の推進、SDGsなど社会課題解決への取り組みの加速及び推進活動におけるグループ各社の連携とシナジーを促進するため、「サステナビリティ委員会」を設置しており、マテリアリティ(経営重点テーマ)やKPI(重要業績評価指標)をグループ全体で共有し、各社・各部門の課題とその施策をグループに展開し、目標達成に向けた進捗管理を行うほか、サステナビリティ経営全般の方針を決議する機関として運営しています。</p> <p>なお、詳細は、当社ウェブサイトにおいて開示しています。  <a href="https://www.kitz.co.jp/sustainability/about_sustainability/">https://www.kitz.co.jp/sustainability/about_sustainability/</a></p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>情報開示は、公平・公正な情報開示(フェアディスクロージャー)を基本とし、適時・適切に行っています。また、当社ウェブサイトにおいて、各種経営情報及び「ディスクロージャー・ポリシー」を開示しています。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備を行っています。

当社は、当社及び子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)の企業理念体系である「キッツ宣言」、「長期経営ビジョン」及び「行動指針」(総称して以下「企業理念体系」という。)のもと、経営基盤を健全かつ強固なものにするため、当社グループの業務の適正を確保するための体制を以下の通り整備し、運用するとともに、継続的な改善を図っています。

1. 当社の執行役・使用人及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、企業理念体系を世界中の当社グループで働くすべての役員・使用人に周知・徹底する。
  - (2) 当社は、当社グループのコンプライアンス経営を実践及び監督するための組織として、代表執行役社長を委員長とするC&C管理委員会を設置する。また、推進統括部門を定め、コンプライアンス経営の基本的な考え方に基づき、使用人に対する教育研修を実施するとともに、その効果の確認を行うなど、グループコンプライアンス経営及びグループリスクマネジメントの充実に向けた取り組みを行う。
  - (3) 当社は、当社グループの役員・使用人が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定める。
  - (4) 当社は、執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人から、法令違反行為、重大な社内規程違反行為がその他コンプライアンス違反行為に関する通報または相談を受け付ける窓口(以下、「コンプライアンス・ヘルプライン」という。)を当社及び各子会社に設置するほか、弁護士事務所にグループ共通の受付窓口を設置する。また、情報提供者のプライバシーを厳格に保持し、情報提供による不利益な取扱いをしないよう管理を徹底する。
  - (5) 当社は、コンプライアンス行動規範及びコンプライアンス・ヘルプラインについて、各グループ会社の所在国の言語で作成するコンプライアンス・ガイドブック、社内イントラネット、コンプライアンス教育等により、当社グループの役員・使用人に周知する。
  - (6) コンプライアンス担当執行役は、コンプライアンス・ヘルプライン規程に基づき、内部通報の内容及びその調査結果について、監査委員会に報告するほか、取締役会に報告する。
  - (7) 当社は、監査委員会が設置する内部通報受付窓口が受け付けた当社グループの取締役・執行役・監査役等の経営幹部の関与が疑われ、かつ当社グループの経営に重大な支障が及び可能性がある法令違反行為等に関する通報または相談について、監査委員会からの要請に基づき、調査への協力及び情報の提供その他必要な支援または問題解決のために必要な対応を行うとともに、是正及び再発防止に向けた措置を講ずる。
  - (8) 当社は、代表執行役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社連結対象子会社の「業務の有効性及び効率性」、「報告(財務報告等)の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」並びに「コーポレート・ガバナンスプロセスの有効性評価」及び「事業活動におけるリスクマネジメントの有効性評価及びリスクコントロールシステムの改善への寄与」に関する内部監査を円滑かつ効果的に行う。
  - (9) 当社は、当社及び当社連結対象子会社の「報告(財務報告等)の信頼性」を確保するために、内部監査室において、財務報告に係る内部統制システムの整備状況及び運用状況を定期的に評価し、それに基づいて継続的な改善活動を実施する。
  - (10) 内部監査室長は、当社及び子会社に係る内部監査に関する計画及び結果その他必要な情報を代表執行役社長、監査委員会、執行役及び子会社の社長に報告する。
  - (11) 内部監査室長から内部監査の結果に基づく問題点の指摘を受けた執行役、部門統括責任者及び子会社の社長は、改善策を検討し、速やかに実施する。
  - (12) 内部監査室長は、必要に応じて、取締役会に陪席し、当社グループの内部監査の実施状況及び結果について直接報告を行うことができる体制とする。
  - (13) 当社は、子会社の取締役の職務執行を監督するため、主要な子会社に取締役及び監査役を派遣する。
  - (14) 当社は、取締役会規程、職務権限規程、稟議規程及びグループ会社管理規程その他関連する規程類(総称して以下「グループ会社管理規程類」という。)において、当社が子会社の重要事項について承認する事項を明確にすることにより、子会社における業務の適正性を確保する。
  - (15) 当社は、当社グループにおける会社間の取引を行う場合、法令及び会計原則その他の社会規範に照らし、公正・妥当なものとする。
  - (16) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力その他の関連する団体に対して、弁護士等の専門家及び警察等と連携し、組織的に毅然とした姿勢で対応する。また、当社グループとして社会的責任を果たすため、反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施する。
2. 職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社は、執行役の職務の執行に係る重要な文書等(電磁的記録を含む。)の情報を法令及び社内規程に従い適切に保存し管理する。
  - (2) 執行役及び部門統括責任者は、子会社における取締役の職務の執行に係る重要な文書等(電磁的記録を含む。)の情報を法令及び当該子会社の社内規程に従って適切に保存・管理する体制の構築及び整備並びにその運用について監督する。
  - (3) 当社は、情報の作成・利用・管理に関する情報セキュリティ・ポリシー及び個人情報保護方針に基づき、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。また、情報セキュリティ・個人情報保護委員会により、当社グループの情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する監督を行う。
  - (4) 当社は、社内規程に基づき、代表執行役及び執行役会の決裁文書等の重要な文書を取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 取締役会は、当社グループにおけるリスク管理体制を構築するとともに、リスクマネジメント基本方針を定め、その運用状況を監督する。
  - (2) 取締役会は、取締役会による当社グループのリスクマネジメントの監督を補助し、経営戦略と一体のものとして、その高度化に資することを目的とする任意の機関として、社外取締役を委員長とするリスク委員会を設置する。
  - (3) 当社は、リスクマネジメント推進統括部門を定め、リスクマネジメント基本方針に基づき、グループリスクマネジメントの充実に向けた取り組みを行う。
  - (4) 執行役会は、リスクマネジメント基本方針に基づき、当社グループの業務執行におけるリスクの抽出、分析、評価及び対策の検討・実施を行う。
  - (5) 当社は、代表執行役社長の指揮下にサステナビリティ推進、内部統制、コンプライアンス・危機管理・リスクマネジメント、投融資審査その他各種機能別委員会組織を設置し、当社グループのリスクを適切に管理・評価するとともに、牽制、改善その他必要な統制の対応を行う。
  - (6) 内部監査室は、当社グループのリスク管理プロセスを評価する。
4. 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会規程に定める重要事項を決定する。
  - (2) 取締役会は、意思決定の迅速化及び効率化を図るため、業務執行に係る決定のうち、執行役に委任する事項を定める。

- (3) 取締役会は、執行役の指揮命令系統及び職務分担を決定する。
- (4) 取締役会は、執行役から、原則として3カ月に1回以上、業務執行の状況について報告を受け、監督する。
- (5) 取締役会は、すべての執行役で組織し、取締役会において選定される代表執行役社長が主宰する執行役会を設置する。
- (6) 取締役会から執行役に委任された事項のうち、執行役全員に委任された事項については執行役会の合議により決定し、代表執行役に委任された事項については代表執行役が決定する。
- (7) 代表執行役社長は、経営会議を設置し、執行役及び部門統括責任者から業務執行に関する報告を受けるとともに、中期経営計画及び年度経営計画の進捗状況の確認と調整を図る。
- (8) 当社は、意思決定の迅速化及び効率化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、各執行役及び使用人の権限と責任を定める職務権限規程及び稟議決裁規程を定め運用する。
- (9) 当社は、当社グループの財務方針を定め、財務面におけるガバナンスを強化するとともに、当社グループにおける資金、為替及び金融機関取引の統括及び管理を行う。
- (10) 当社は、子会社の経営を監督するため、各子会社を所管する部門長(以下「子会社担当部門長」という。)を定める。
- (11) 子会社担当部門長は、対象子会社の取締役を兼ねるほか、対象子会社の業務の執行に係る重要事項について承認を行う。

#### 5. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 各子会社の代表取締役社長は、グループ会社管理規程類により、当該子会社の経営状況に係る重要事項について、当社の代表執行役社長に報告する。
- (2) 各子会社の取締役及び使用人は、子会社担当部門長に対し、職務の執行に係る重要事項について報告する。
- (3) 当社は、経理規程及び連結経理細則に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、当社グループの財務状態及び経営成績を的確に把握し、かつ連結会計方針の適切な維持管理を行う。

#### 6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人及びその使用人の執行役からの独立性に関する事項並びに監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査委員会及び監査委員の職務を補助する組織として、監査委員会直属の監査委員会室を設置する。
- (2) 当社は、監査委員会室に、監査委員会及び監査委員の職務を補助するに足る能力を有する専任の使用人を常勤の室員(以下「常勤室員」という。)として配置する。
- (3) 当社は、監査委員会が必要とする場合、内部監査室員に所属する使用人全員を一時的な室員(以下「一時室員」という。また、常勤室員及び一時室員を併せて以下「監査委員会室員」という。)として兼務させ、監査委員会の指揮のもとに、内部監査に関する追加調査及び重大な法令違反行為等に関する調査等について直接かつ優先的に指示を行うことができる体制を確保する。
- (4) 当社は、監査委員会室員が職務を遂行する場合、業務執行からの独立性を確保する。
- (5) 取締役(監査委員を除く。)及び執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮・命令を行わない。
- (6) 常勤室員は、監査委員会及び監査委員の指示に従いその職務を行うほか、監査委員会の事務局業務を遂行する。また、常勤室員は、子会社の監査役を兼務することができるものとする。
- (7) 当社は、常勤室員の人事に関する事項について、事前に監査委員会の同意を得たうえで決定する。また、監査委員会室員の人事考課は、監査委員会が行う。

#### 7. 当社の取締役(監査委員を除く。)、執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制並びに監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役(監査委員を除く。)、執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令及び定款に違反する事実、不正行為その他他会社の経営に重大な支障または著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、すみやかに当社の監査委員会に報告する。
- (2) 当社の取締役(監査委員を除く。)、執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令及び監査委員会規程に基づき、監査委員会から報告を求められたときは、当該対象者はすみやかに監査委員会に報告する。
- (3) 当社は、当社の取締役(監査委員を除く。)、執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いを行わない。

#### 8. 監査委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他当該債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査委員会及び監査委員による職務の執行に伴う費用の前払いまたは償還の請求があった場合、監査委員会及び当該監査委員の職務の執行に関わるものではないと認められる場合を除き、その請求にすみやかに応じる。
- (2) 当社は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に伴う弁護士等の専門家への報酬その他の費用を、前払いのものを含めて負担する。

#### 9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社の取締役(監査委員を除く。)、執行役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人が監査委員会による調査及び往査等に応じることにより、監査の実効性を確保する。
- (2) 当社は、監査委員会が当社の取締役(監査委員を除く。)、執行役・会計監査人その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保する。
- (3) 代表執行役社長は、定期的に監査委員会との間で経営上の課題等について意見交換を行う。
- (4) 内部監査室長は、監査委員会が主宰する「三様監査会合」において、会計監査人及び監査委員との緊密な連携を図る。
- (5) 当社は、監査委員が重要な会議に出席し、意見を述べる機会を確保する。
- (6) 監査委員会は、連結経営の観点から、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的に子会社の監査役と情報・意見の交換を行う。また、当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携及び子会社の使用人から情報を収集できる機会を確保する。
- (7) 監査委員は、監査委員会の職務遂行において必要と認める場合、弁護士、公認会計士その他の専門家を活用することができるものとする。

#### [2] 内部統制システム

当社は、毎年、内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、「内部統制基本方針」に基づく内部統制システムが適切に整備・運用されていることを確認しています。その主な取り組みは次の通りです。

コンプライアンスについては、当社グループのすべての役員・社員が常に遵法かつ倫理的に行動するよう遵守すべき「キッツグループ・コンプライアンス行動規範」(以下「コンプライアンス行動規範」という。)を定め、グループ各社の所在国の言語に翻訳のうえ、社内イントラネットで当社グループの役員・社員に開示しています。

また、コンプライアンス推進統括部門は、コンプライアンスに係る基本的事項、コンプライアンス行動規範及びコンプライアンス・ヘルプライン等に関するコンプライアンス・ガイドブックを策定し、社内イントラネットで当社グループの役員・社員に開示するとともに、コンプライアンスに関連する各種テーマについて、対面、オンライン、eラーニングなど様々な方法で教育研修を実施しています。

内部通報制度については、当社及びグループ各社において、コンプライアンス経営の推進のため、役員及び社員が法令・コンプライアンス違反行為を発見した場合、それらに関する情報を通報及び相談できる窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを設置しています。これは、当社及びグループ各社のC&C管理委員会が管理・運用しており、受け付けた通報・相談については、通報者の秘密を厳格に保持しながら迅速に調査を行い、適時・適切な是正措置を講じるものです。当社及びグループ各社の役員及び社員が、自社だけでなく、外部の弁護士事務所や親会社である当社のコンプライアンス・ヘルプラインを利用できるなど、複数の相談・通報ルートを設けることで、利用者が安心して当窓口を活用できる体制を構築しています。

また、コンプライアンス・ヘルプラインが受け付けた情報並びにその対応及び結果については、監査委員会に報告するとともに、取締役会に報告しています。

また、当社及びグループ各社におけるコンプライアンス経営の浸透度を確認し、潜在的なコンプライアンスリスクを可視化することを目的として、社員に対するコンプライアンス・アンケートを実施し、また社員エンゲージメント調査においてもコンプライアンスに関連する項目の浸透度や理解度の調査などを行っています。当該アンケート等により把握されたリスクについては、重要度に応じて、業務プロセスの改善を図るとともに社員教育などの施策につなげています。

その他、「サプライヤー・ガイドライン」を策定し、人権・労働・環境・腐敗防止などの持続可能な社会の実現に向けた最優先課題について、取引先に対しても、その遵守及び尊重を求め、主要取引先に対するデューデリジェンスを行っています。

コンプライアンス推進の詳細については、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

<https://www.kitz.co.jp/sustainability/governance/compliance/>

リスクマネジメントについては、取締役会の監督のもと、グループ共通の「リスクマネジメント基本方針」に従い、当社及びグループ各社のリスクマネジメントを推進しています。また、取締役会によるリスクマネジメントの監督を補助し、適切なリスクテイクを支える任意の機関としてリスク委員会を設置しています。

当社グループの業務執行に伴うリスクについては、経営の適切な意思決定に係る重要事項の適正性及びリスク等についての管理・評価を行うため、代表執行役社長の指揮下にサステナビリティ推進、内部統制、コンプライアンス・危機管理・リスクマネジメント、投融资審査その他の各種機能別専門委員会を設置し、リスクの管理・評価・提言等を行っています。

また、当社グループのリスクマネジメント運用の仕組みについては、当社のC&C管理委員会が策定したリスク評価に関する基本方針及び評価基準に基づき、事業活動に係る想定リスクについて「リスクの発生頻度」と「経営に与える影響度」の2軸からリスクの重要性を定量的に判定し、主要リスク及び重要リスクの特定を行っています。また、各組織単位で実施するリスク評価の結果を踏まえ、経営会議において「主要リスク」及び「主要リスクの中でも特に経営に重大な影響を与える可能性が高い「重要リスク」を特定し、各リスクの重要度から回避、移転、低減または保有のいずれかの対策方針を選択し、各執行役・執行理事及びグループ会社社長を責任者として、必要な対策を立案し実施しています。

特定された主要リスク及び重要リスク並びに立案された対策については、リスク委員会及び内部監査室長に共有され、内部監査室が当社グループのリスク管理プロセスを評価しています。また、取締役会は、経営会議において特定された重要リスクと立案された対策及び実施結果、並びに内部監査室における評価結果等の報告を受け、当社グループにおけるリスクマネジメントの監督を行っています。

なお、近年は一部の地域及び国家間における戦争、紛争及び緊張状態などの地政学リスクが増大または顕在化していることによるエネルギー資源や原材料価格の高騰、輸出入規制の厳格化などの状況に鑑みて、グローバルな視点での最適生産体制の確立と地産地消の推進、また、材料・部品等の調達に係るサプライチェーンリスクへの対策強化を推し進めています。

リスクマネジメントに関する詳細については、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

<https://www.kitz.co.jp/sustainability/governance/risk-management/>

内部監査については、代表執行役社長直轄の組織である内部監査室が当社及び連結対象子会社の「業務の有効性及び効率性」、「報告（財務報告等）の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」及び「資産の保全」並びに「コーポレート・ガバナンスプロセスの有効性評価」及び「事業活動におけるリスクマネジメントの有効性評価及びリスクコントロールシステムの改善への寄与」に関する内部監査を円滑かつ効果的にを行っています。また、内部監査室は、監査計画及び監査結果については、代表執行役社長、内部監査室担当執行役、監査対象の子会社の社長及び監査委員会に報告するとともに、年に1回以上取締役会に直接報告しています。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

### [1] 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及びグループ各社は、反社会的勢力との関係を排除し、いかなる恐喝や脅迫に屈せず、どのような要求であっても受け入れることはしません。

1. 反社会的勢力による事業活動への関与はすべて拒絶します。また、その活動を助長するような機関紙・書籍等の購入、広告協賛、サービスの提供、金銭・物品の供与、その他の便宜供与を行いません。
2. 地域社会との協力や警察などの行政機関と緊密な連携を取ることで、反社会的勢力の排除に努めています。

### [2] 反社会的勢力の排除に向けた取り組み

当社は、内部統制の基本方針の一項目として、反社会的勢力との関係排除を定め、取締役会において決議しています。また、「コンプライアンス・ガイドブック」に掲載するコンプライアンス行動規範に同様の規定を置き、当社及びグループ全社の役員・社員に配布したうえ、コンプライアンスセミナー等を開催し、その啓蒙に努めています。その他、取引先と締結する契約書に、相互に反社会的勢力との関係排除を保証する契約条項を包含するなど、反社会的勢力の排除に努めています。

## その他

### 1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示体制の概要は次の通りです。

### [1] 適時開示に係る基本的な考え方

当社は、行動指針の一つとして「Do it True(誠実・真実)」を掲げ、コンプライアンス重視の経営を実践しています。この指針に則り、金融商品取引法等の各種法令及び東京証券取引所が定める各種規則に従い、ステークホルダーに対して適時・適切・公平な情報開示を行うように努めています。

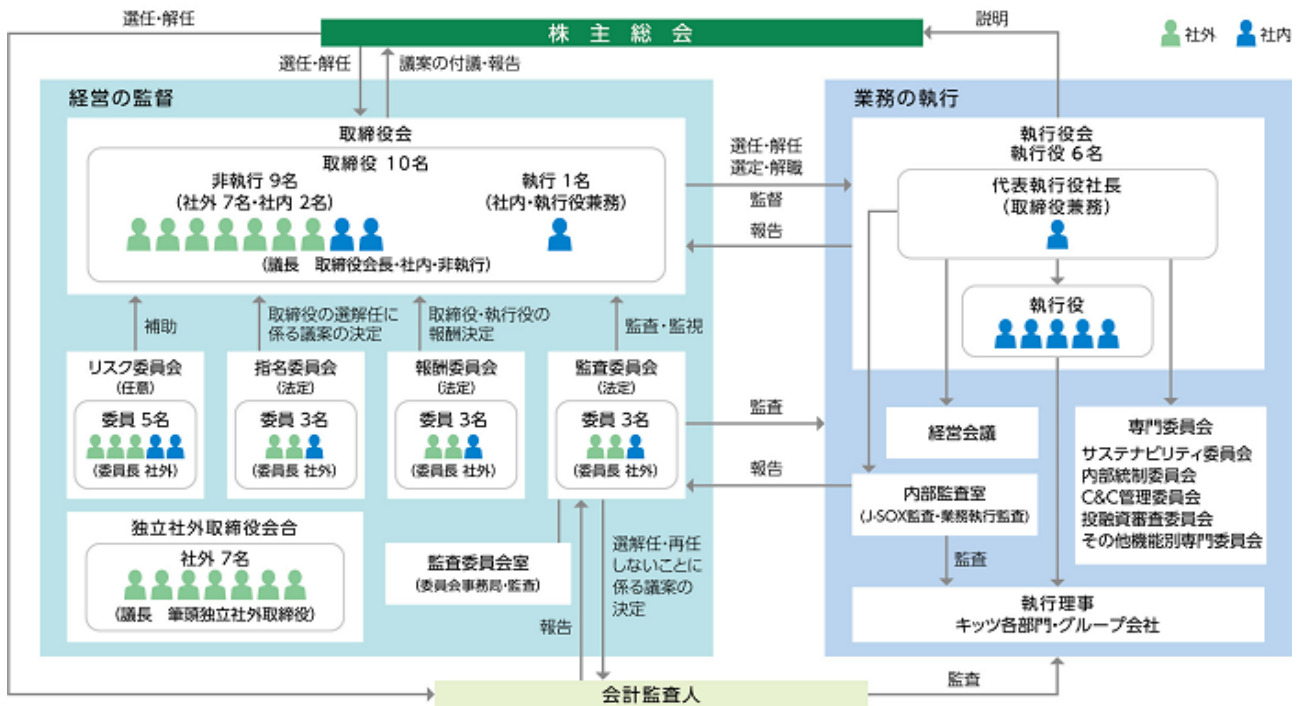
### [2] 適時開示体制の概要

当社は、すべての株主及び投資家に対し、適時・正確かつ公正に情報を提供するため、当社が定める「ディスクロージャー・ポリシー」に従って情報の開示を行っています。

「適時開示規則」に基づき適時開示情報と判断された情報は、取締役会等の承認を受けた後、速やかに情報開示責任者によってTDnet及び記者会見等により適時開示しています。なお、情報の内容により、タイムリーディスクロージャーの重要性を勘案し、代表執行役社長の承認によって適時開示を行う場合があります。

また、経営の透明性を高める迅速かつ正確な情報開示に努めるため、東京証券取引所に開示する情報及び当社が必要と判断する情報を当社ウェブサイトにおいて開示するほか、投資家説明会等においても説明を行っています。なお、インサイダーの取扱いの対象となる情報については、当社の内部情報の管理及び内部者取引(インサイダー取引)に関する規程に基づき厳格に管理しています。

### ● コーポレート・ガバナンス体制図



【適時開示体制の概要(模式図)】

